

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第5部門第2区分
 【発行日】令和6年8月2日(2024.8.2)

【公開番号】特開2022-66163(P2022-66163A)
 【公開日】令和4年4月28日(2022.4.28)
 【年通号数】公開公報(特許)2022-077
 【出願番号】特願2021-166766(P2021-166766)
 【国際特許分類】

F 1 6 C 33/20(2006.01)

F 1 6 C 17/04(2006.01)

F 1 6 C 35/02(2006.01)

B 6 0 G 11/16(2006.01)

10

【F I】

F 1 6 C 33/20 A

F 1 6 C 17/04 Z

F 1 6 C 35/02 Z

B 6 0 G 11/16

【手続補正書】

20

【提出日】令和6年7月25日(2024.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

摺動部材のスラスト荷重を受け部材の受け面で受ける摺動部材の支持構造であって、
 前記摺動部材と前記受け部材の間には、前記摺動部材に接する環状の第1スラストシ
 ートと前記受け面に接する環状の第2スラストシートとが介在されており、
 前記第1スラストシートは、ポリアセタール樹脂により形成されており、
 前記第2スラストシートは、フッ素樹脂により形成されており、
 前記受け面上には、前記第1スラストシート及び前記第2スラストシートの内側に挿入可
 能な凸部が立ち上げられており、

30

前記第1スラストシートの内径は、前記第2スラストシートの内径よりも大きいことを特
 徴とする摺動部材の支持構造。

【請求項2】

前記第1スラストシートと前記第2スラストシートは接している請求項1に記載の摺動
 部材の支持構造。

40

【請求項3】

前記摺動部材は、コイルスプリングであるか、又はコイルスプリングの軸端部に接して
 配置される弾性部材である請求項1又は2に記載の摺動部材の支持構造。

【請求項4】

車両のサスペンションに用いられる請求項1乃至3のいずれか一項に記載の摺動部材の支
 持構造。

【請求項5】

前記摺動部材は、前記受け部材に回転自在に支持される回転体である請求項1又は2に
 記載の摺動部材の支持構造。

【請求項6】

50

摺動部材のスラスト荷重を受け部材の受け面で受ける摺動部材の支持構造であって、前記摺動部材と前記受け部材との間には、前記摺動部材に接する環状の第1スラストシートと前記受け面に接する環状の第2スラストシートとが介在されており、前記第1スラストシートは、ポリアセタール樹脂により形成されており、前記第2スラストシートは、フッ素樹脂により形成されており、前記摺動部材は、前記受け部材にねじ込まれるフィラーボルトであることを特徴とする摺動部材の支持構造。

【請求項7】

摺動部材のスラスト荷重を受け部材の受け面で受ける摺動部材の支持構造であって、前記摺動部材と前記受け部材との間には、前記摺動部材に接する環状の第1スラストシートと前記受け面に接する環状の第2スラストシートとが介在されており、前記第1スラストシートは、ポリアセタール樹脂により形成されており、前記第2スラストシートは、フッ素樹脂により形成されており、前記摺動部材は、管状の前記受け部材に接続される接続体であることを特徴とする摺動部材の支持構造。

10

【請求項8】

前記第1スラストシートと前記第2スラストシートは接している請求項6又は7に記載の摺動部材の支持構造。

20

30

40

50